

砥部町 提案募集への道のり 【事例紹介】



あそびべ、とべ。

令和8年3月6日（金）
愛媛県砥部町 企画財政課



四国 | えひめ
砥部
T O B E

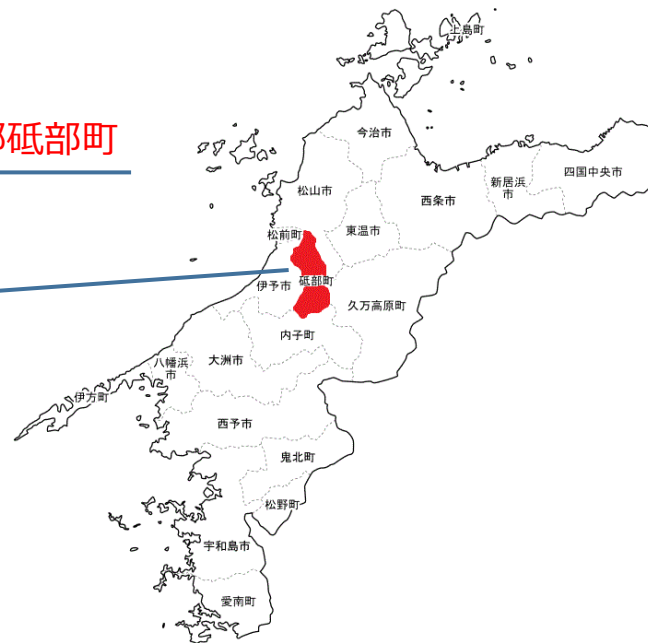
砥部町について

概要

愛媛県の中央に位置し、松山市に隣接しながらも山々に囲まれた自然豊かな町です。



愛媛県伊予郡砥部町



人口

19,974人（令和7年12月末現在）

主な産業

国指定伝統的工芸品「砥部焼」

主な農業

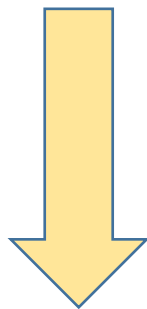
「紅まどんな（柑橘）」「七折小梅」

提案募集への道のり

・平成29年度まで

県内の他市町から提出された提案への「**共同提案**」のみ

きっかけ！



・平成30年2月

愛媛県主催「提案募集方式に関する研修会」に参加

①愛媛県主催「提案募集方式に関する研修会」

平成30年2月 愛媛県主催の「提案募集方式に関する研修会」に本町の係長級職員 4 名が参加し、内閣府地方分権改革推進室の職員による講義や実際の提案に向けた演習を行いました。



研修会（講義）の様子



グループワークの様子

②愛媛県から内閣府へ（簡易相談）

研修会で検討された支障事例54件を
愛媛県がとりまとめ、内閣府に簡易相談を行いました。





砥部町から提出された支障事例 9件





1. 国の基準が厳しすぎるので基準を緩和したい場合・・・ 2件
2. 地域の実情に合った基準を設定したい場合・・・ 4件
3. 事務を簡素化したい場合・・・ 3件

本町職員の提案内容




ア.国の基準が厳しすぎるので基準を緩和したい場合[2 件]

番号	支 障 事 例 等	簡易相談結果
1	<p>町では、保育士の確保に苦勞しているところであるが、現場としては、保育士配置の基準として、保育士1人で1歳児6人というのは、厳しすぎるとの声も聞かれる。</p> <p>保育料の無償化により、当町でも待機児童が発生し、対応に苦慮している。解決策として、認定こども園化や保育所への建替えを進めているが、民間に対する補助はあっても公立に対する補助はない。当町規模では、財政的にもマンパワー的にも非常に厳しいのが現状である。市町の規模に応じた補助施策がほしい。</p> <p>さらに、就学前児童の保育料完全無償化等の話も聞くが、その前に子どもを受け入れる建物や保育士の確保に国として取り組んでいただかなければ、待機児童問題は解消されることはなく、また、保育士の労働環境が改善されなければ、離職には歯止めがかからない。</p>	提案内容の具体化によって事前相談に繋がる支障事例 
2	<p>介護保険において、福祉用具レンタルは要支援及び要介護1の認定を受けた人は原則利用できないこととなっている。特に特殊寝台においては、更新時に要介護2以上から改善された場合対象外となってしまうが、レンタルをしていることで介護の状態が改善することもあるので、引き続きの使用を認めたい。</p>	事前相談に繋がる支障事例 

イ.地域の実情に合った基準を設定したい場合[4件]

番号	支 障 事 例 等	簡易相談結果
3	<p>児童虐待対応は、子ども家庭総合支援拠点事業として市町に主対応を任されるなど市町への権限移譲が多くあるが、市町により職員体制にも差があり、一律に考えるのは難しい。また、市町への事務事業の移譲も多いが、職員定数は変わっておらず、市町の職員は苦難を強いられていると感じている。</p> <p>児童館の設置運営要綱により「2人以上の児童の遊びを指導する者」を置かなければならないが、保育士等が不足している昨今、児童館職員を確保すること自体が困難となっている。児童館の規模により、有資格者1名+補助1名とできないか。</p>	<p>事前相談に繋がる支障事例</p> 
4	<p>国費の有害鳥獣緊急捕獲活動支援事業では、平成30年度から、捕獲個体（イノシシ成獣）をジビエ処理加工施設に持ち込んだ場合は9,000円/頭、それ以外は7,000円/頭の上限単価となる予定である。（従来は、施設持ち込みの有無は関係なく8,000円/頭）</p> <p>国が政策的にジビエ処理加工施設の整備を促進しようとするものだが、当該施設は市町村や民間が簡単に整備・運営できるものではない。持ち込む施設がない市町村は、従来どおりの上限単価を選択できないか。</p>	<p>提案内容の具体化によって事前相談に繋がる支障事例</p> 
5	<p>有害鳥獣捕獲許可について、許可できる範囲が市町単位であり、市町等をまたがって捕獲する際は県の許可が必要で、近隣市町の境界線付近での捕獲が困難である。</p> <p>また、狩猟者が高齢化している中、市町単位での捕獲者の確保が困難になっているため、広域での捕獲活動が出来ないか。</p>	<p>事前相談に繋がる支障事例</p> 
6	<p>他自治体職員の再任用を活用したい。</p> <p>退職者の再任用は、退職時の自治体のみ活用できる制度であるが、建築技師など特に検査を行う技術職について後継が育っておらず、かつ当該技術職が再任用を希望しない場合、建築工事全般において検査できる職員がいない。</p>	<p>調整の対象にはならない支障事例</p> 

ウ.事務を簡素化したい場合[3 件]

番号	支 障 事 例 等	簡易相談結果
7	<p>現在、介護分野において軽度の介護状態にある高齢者に対して行う「総合事業」が始まっているが、この事業を実施するにあたり、サービス利用者の在籍する各自治体毎に指定の申請が必要となる。これにより、指定の申請・更新事務が莫大に増えたほか、事業所台帳の管理場所も大幅に増え苦慮している。できれば、サービス事業者の所在する自治体のみ正規の申請とし、その他の自治体はより簡易な方法で指定できないか。（みなし指定のような扱いはできないか。）</p>	<p>事前相談に繋がる支障事例</p> 
8	<p>保育所の待機児童解消のため、保育所の建替えや認定こども園化を進めているが、市街化調整区域の開発許可や農振除外手続き、また、土地の用途変更事務など、様々な手続きが支障となり、予定通り準備が進まない。規制緩和や事務の簡素化等考慮していただきたい。</p>	<p>提案内容の具体化によって事前相談に繋がる支障事例</p> 
9	<p>各事業をする際、所有者が特定できない土地（農地・林地等）がある場合の手続き等を簡素化できないか。</p>	<p>調整の対象にはならない支障事例</p> 

③簡易相談の後、本提案へ（2件）

ア.介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果
<p>介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに一括（広域的）で申請を受理及び指定できるよう求めるもの</p>	<p>介護保険制度の改正により、本町においても平成29年度から総合事業を開始している。事業所は、本町の住民に対してサービス提供を行う場合、事前に本町から指定を受ける必要があり、複数の市町村にまたがってサービス提供を行う事業所は、当該市町村すべてから指定を受ける必要があるため、事業所及び市町村の事務が煩雑になり効率が悪く、間違いも多くなっている。</p> <p>現在、約50事業所の町内外の事務所が申請をしてきているが、この申請は、今後も増加すると見込まれ、事業所や市町村の負担が増加し、他の事務に支障を来すことが懸念される。</p>	<p>指定基準を同じくする市町村のうち、希望する市町村において指定申請書を広域的で受理・認定を行うことができるようになれば、事業所では、一箇所に指定申請することで、申請書を複数作成する必要がなくなり、事務負担の軽減が図られるほか、申請先を誤認するといった事例も減少すると考えられる。</p> <p>また、市町村においては事業所からの各管理（書類や更新等）、事業所指導といった負担の軽減が図られる。</p>

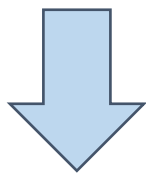
イ.小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果
<p>児童館については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとされている。</p> <p>また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされている。</p> <p>児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においても、2名のうち1名が補助員の代替可(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条)となったことから児童館も並びをとり、本規定について、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員（無資格者又は子育て支援員研修修了者等）の体制でも運営を可能としていただきたい。</p>	<p>現在、本町において、子ども・子育て環境の充実のため、保育所、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの整備を進めた結果、児童館に配置すべき「児童の遊びを指導する者」と共通する有資格者を持つ方を必要とする場が増加したところ。</p> <p>その結果、「児童の遊びを指導する者」の資格を持つ者が不足する事態が発生し、現在児童館に勤めている方が退職した後に職員の応募を行っても、勤務希望者がいない等、職員が確保できず、児童館の運営に支障をきたしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小型児童館について、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員（無資格者又は子育て支援員研修修了者等）の体制での運営が可能となることで以下の効果が期待できる。 ・現在、資格は持っていないが、将来的に子どもに関わる仕事に就きたい方への就労の機会拡充、またその後の有資格者になるための意欲向上にもつながる。 ・児童館に配置する「児童の遊びを有する者」のうち、保育士等の有資格者が他の児童福祉事業等に従事することができ、全国的な問題となっている、保育士不足による待機児童問題や、保育所の存続問題など、様々な児童福祉行政が抱える問題解決への一助となる。

④平成30年地方分権改革に関する 提案募集の「重点事項」に選ばれる

【提案名】

「介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し」



ヒアリングのため
内閣府へ！



令和元年度研修会

内閣府から講師を招き 砥部町単独で開催！

＜係長級以上の職員 対象＞



研修会（講義）の様子



グループワークの様子



令和2年提案として **3件**の支障事例が本提案へ！

①国民健康保険における高額療養費申請手続きの簡素化に係る年齢制限の撤廃について 【重点事項（令和2年）】

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果
<p>国民健康保険における高額療養費申請手続きの簡素化に係る年齢制限の撤廃</p>	<p>国民健康保険の高額療養費の申請については、該当する世帯の世帯主に対し申請の勧奨通知を送付し、医療費の領収書を添付したうえで申請してもらっている。これに対し、後期高齢者医療制度では初回申請のみで以降高額療養費の該当があれば、継続支給されている。平成28年度の提案により、70歳から74歳までの被保険者の高額療養費については市町村の判断で簡素化してよいとされたが、国民健康保険の加入者は圧倒的に70歳未満の加入者が多く、人口比にすると75%程度にものぼる。また、70歳以上の被保険者のみの世帯だけを簡素化の対象とした場合、70歳未満の被保険者がいる世帯と事務処理を分ける必要が生じ、事務が煩雑になってしまふ。これらについては各月の申請が必要となり、申請者側市町村側双方の事務負担が問題となっている（月間175件程度 1件あたり発生する窓口対応時間約5分程度）。また、有職者に対し高額療養費の支給対象となる都度申請を求めることは、申請者に対し負担を強いるものとなっている。</p>	<p>申請手続きを簡素化することにより働き手である現役世代の申請者と市町村の負担軽減が図られる。高額療養費の支給処理について申請書の提出の有無や記載内容に誤りがないかを確認する過程が減り給付管理が容易になる。</p>

②非常勤職員の労災申請に係る事務手続の簡素化

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果
<p>労災申請をする者が、地方公共団体の非常勤職員である場合、地方公務員災害補償法の対象でないことを証明するため、通常の申請書類に加えて、報告書と多くの疎明資料を提出しなければならない。事務の簡素化のため、報告書の廃止や、添付書類の再考をお願いしたい。</p>	<p>労災申請をする者が、地方公共団体の非常勤職員である場合、地方公務員災害補償法の対象でないことを証明する報告書に加え、賃金台帳や出勤簿、採用通知書等、多くの疎明資料の提出を求められる。</p> <p>雇用してから12カ月を超えていない、常勤職員より勤務時間が短いといった点において、地方公務員災害補償法の対象でないことが明らかな事案においても、全ての疎明資料を提出しなければならない、事務の負担も大きい。不要な書類の提出を求めることは、個人情報保護の観点からも望ましくないと思われる。</p>	<p>報告書の廃止や、添付書類の再考によって事務も簡素化され、労災認定も速やかに進むと思われる。</p>

③健康増進法に基づく健康増進事業にかかる補助金の対象年齢の拡充

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果
<p>健康増進法に基づく健康増進事業にかかる補助金の対象年齢の拡充</p>	<p>【制度改正の経緯】 健康増進法に基づき、食生活改善を中心とした集団健康教室などの健康増進事業を実施している。当該事業は、基本的に40～64歳の住民を対象としているが、当該年齢層の住民は日中、就労しているため、参加が見込めない。一方、高齢化や健康意識の高まりにより、参加を希望する者の年齢層が多様化している。</p> <p>【制度改正の必要性】 当該事業については、対象年齢以外の住民からの参加希望が多くなっているが、対象年齢以外の者の参加には国庫補助が適用されないため、町独自の予算を確保し、事業を実施している。しかし、健康増進は老若男女を問わず行うことが大切であり、若い頃からの正しい生活習慣により、将来の生活習慣病を予防することができるため、事業の対象年齢を拡充していただきたい。</p> <p>また、事業の対象年齢拡充に伴い、国庫補助を拡充していただきたい。</p>	<p>指定若い世代の健康増進に向けた教室展開ができる。（託児の設置、土日や夜間開催、Webを活用した教室展開等）</p> <p>参加が増えている高齢世代向けの教室展開もできる。（フレイル予防、出前教室等）</p>

令和2年度及び令和4年度 地方分権改革推進アワード受賞

【R2提案名】

「国民健康保険における高額療養費申請手続きの簡素化に係る年齢制限の撤廃について」

【提案内容（概要）】


70歳未満の被保険者がいる世帯主は、自己負担限度額を超えた場合、その月ごとに役場へ来庁し、申請手続きを行う必要があった。この年齢条件を撤廃し、全ての被保険者が2回目以降の申請手続きが不要になれば、住民の負担は軽減される。
また、来庁者の減少は職員の事務量の軽減にもつながる。
この変更は規則改正で対応可能とし、市町村の裁量で行えるものとしてほしい。

【R4提案名】

「公簿等により生活保護の開始を確認した際の国民健康保険の資格喪失に係る本人届出の省略を可能とすること」

【提案内容（概要）】

生活保護受給を開始した受給者の国民健康保険の資格喪失について、現在は、受給者が属する世帯の世帯主が、住所を有する市町村に届出することとなっているが、世帯主が手続きを忘れていた事例がある。
届出を失念したままの場合、国民健康保険の有資格者のままとなるため、国民健康保険税について引き続き課税されたままとなる。また、有効期限のある保険証を持っているため、間違えて医療機関を利用した際、療養費等の関連で手続きが発生し、事務負担となっている。



これらの提案は、日々の窓口業務における住民とのやりとりの中で、日頃感じている「不便」に気づき、「こうなったらいいな」の発想から生まれた。



提案募集についてお伝えしたいこと

① 提案のタネは、身近なちょっとした「不便」や「不満」の中にある！

② 提案は内閣府の調査員と共に作り上げる。
内閣府のフォローがすばらしい！

提案のタネは、身近なちょっとした 「不便」や「不満」の中にある！

ここが
大事!!

「とりあえず課題を出してみる！」

→みんな何かしらの提案のタネを持っている。

砥部町における取組み【研修の進め方】

- ①研修案内（係長級以上対象） ※各課に人数を割り当てる
- ②プレシート（事前課題）の提出依頼
- ③研修会（講義＋グループワーク）
- ④プレシートから簡易相談（事前相談）に提出する
課題を検討
- ⑤簡易相談（事前相談）に提出

プレシート（事前課題）

- みなさんが普段の業務などで感じている課題のうち、下記の類型にあてはまる事例を記載し、研修受講時に持参してください。難しい課題を探する必要はありません。普段の業務で感じている「不便」や「こうなったらもっと仕事が楽になるのにな・・・」と思うことをそのまま書いてください。
- 研修のグループワークで、持参した事例を各グループ内（5～6人程度）で共有し、「地方分権改革・提案募集方式」によって解決できないか検討していただきます。
- 些細なことでもかまいませんので、できるだけ多くの事例を書いてください。
- 研修当日は、必要に応じて根拠規定などの参考資料を持参してください。

類型 1：今日の実情に合わない過度の規制や不合理な規制の廃止・合理化を求める場合

- ① 国の基準が厳格すぎて、現場でやりたいことができない
- ② 国の定めによって、不合理な状況となったり、無駄な仕事を行っている

<見つけた事例>

.....

類型 2：全国一律基準の緩和を求める場合

- ③ 施設や設備等の基準が地域の実情に合っていない
- ④ 職員・従業者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない
- ⑤ 地理・人口・産業構造等の地域特性に応じたまちづくりができない

内閣府の調査員のフォローがすばらしい！

提案内容の改善点などを電話やメールでフォローしてもらう



支障事例や論点が**補強**され、充実した提案内容に！

具体的な支障事例

児童虐待対応は、子ども家庭総合支援拠点事業として市町に主対応を任されるなど市町への権限移譲が多くあるが、市町により職員体制にも差があり、一律に考えるのは難しい。また、市町への事務事業の移譲も多いが、職員定数は変わっておらず、市町の職員は苦難を強いられていると感じている。

児童館の設置運営要綱により「2人以上の児童の遊びを指導する者」を置かなければならないが、保育士等が不足している昨今、児童館職員を確保すること自体が困難となっている。児童館の規模により、有資格者1名+補助1名とできないか。



具体的な支障事例

児童館については、**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条**により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとされている。

また、**児童館設置運営要綱**において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされている。

児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においては、2名のうち1名が補助員の代替可（**放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条**）となったことから、児童館のうち、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員（無資格者又は子育て支援員研修修了者等）の体制でも運営を可能としていただきたい。

近年の本町の取組

①内閣府へ職員派遣

本町では、令和2年度から令和5年度まで内閣府地方分権改革推進室に職員を1名派遣していました。

内閣府地方分権改革推進室では、各地方公共団体から派遣された職員が調査員として提案募集の実務を担当しており、30名程度の調査員が国・地方公共団体双方の仕事を理解する立場から親切・丁寧に対応してくれます。

②派遣職員による研修会開催

令和5年度の提案募集に向けて、派遣中の職員を講師に迎え、町若手職員で組織する「To-Be政策検討プロジェクトチーム」のメンバーを対象に提案募集における「政策立案講座」を開催。

研修会で検討された支障事例 4件 ➡ うち、本提案1件

近年の本町の取組

③チラシを活用した募集

本町では、令和2年度に下記のチラシを作成し、提案募集方式の周知を兼ねて、新たな種の発掘を職員に対し実施しています。

この、チラシの配布により、数は少ないですが、提案につながった事例もあります。

**使いにくい制度を
変えてみませんか！**

こんなこと、探しています。

「○○」に関する国の基準が厳しすぎて、△△の事業が円滑に進まない！！
「□□」という決まりを緩和出来たら、もっと住民サービスの向上につながるの！！

どうすれば、使い勝手のいい制度になるの？

内閣府が実施する **提案募集方式** を活用します！！

難しそうな制度名・・・本当に意味あるの？

実際に業務を進めているみなさまが、
「ここを変えて！」「ここが使いにくい！」と声を上げると、
内閣府が**直接**各省庁と調整を行い、各省庁で「どうすべきか」が検討され
何らかの措置が取られる可能性が非常に高い制度です。
令和2年度の提案募集では、事務局が提案した3月中3件について、対応策がとられることになっています。

実現した自治体からの提案事例

課題	保育士不足、保育士の業務負担増による離職
支障	保育所には保育士を常時2人以上配置しなければならない
提案・解決策	朝・夕など児童が少数となる時間帯は、保育士2人のうち1人だけ子育て支援研修を修了した者等で代替え可能に

保育の担い手の拡大により
保育士の負担減 待機児童の解消 子育てサービスの充実

まずは相談を！！

提案募集制度には、「事前相談」が設けられています。まずは、内閣府に相談して、「この提案が対象となるか？」「声をあげたら変わる可能性があるのか？」を一纏に考えてもらい、GOサインが出れば、具体的に国に働きかけていく準備が始まります。

どんな仕組み？

各課 ⇄ 企画政策課 ⇄ 内閣府 ⇄ 各省庁

内閣府とのやり取りは、企画政策課から行います。
ただし、内閣府からの提案に対する質問・意見に対しては、各課のみなさまに資料等を作成していただき、企画政策課から回答します。
本提案として提出した提案は、各省庁から、ほぼ確実に何らかの回答が返ってきます。

提案の対象は？

特に提案の対象は限られておらず、幅広い分野において募集されています。
また、重点募集テーマとして「補助金関係」が挙げられており、国の補助金の要綱等により過度な事務負担となっていることがあれば、ぜひご相談ください。

スケジュールは？

2月下旬～4月上旬頃	募集開始・内閣府への事前相談 開始 事前相談の締め切り（庁内） ※ただし、相談は通年で受け付けています。
4月中旬～5月下旬～6月上旬	各課⇄企画政策課⇄内閣府でやりとり 募集期間終了
～10月上旬頃	随時、内閣府からの質問へ対応
7月下旬頃	各省庁からの1次回答
10月上旬頃	各省庁からの2次回答
12月下旬頃	閣議決定（提案への対応方針が示される）

日常業務での国への小さな「？」を解決するため、ぜひお気軽に企画政策課までご相談ください！！

企画財政課企画政策係
担当：菊池（内254）

決して難しく考える必要はありません。

誰でもひとつは提案のタネを持っています。

決して面倒ではありません。

タネを提供する。これが私たちの最も大きな仕事です。この時点で私たちの仕事はほぼ終わっていると言っても過言ではありません。

